

輸入燃料体検査申請書記載内容の変更の概要

実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第31条第4項に基づき、輸入燃料体検査申請書の記載内容の変更を連絡

申請書の構成	記載概要	変更内容	
本文	燃料の種類、初期濃縮度、燃焼率、燃料体の構造、燃料体の個数、製造者、使用発電所、検査希望年月日および場所	○本文(初期濃縮度)において記載している <u>プルトニウム含有率、核分裂物質質量、核分裂性プルトニウム富化度、ウラン 235濃度を確定したため、これを反映した。</u>	
添付書類	一. 燃料体の耐熱性、耐放射線性、耐腐食性その他の性能に関する説明書	○変更なし	
	二. 燃料体(燃料要素の集合体である燃料体にあつては、燃料要素)の強度計算書	○変更前の申請書において、地震による応力は基準地震動 S2(370 ガル)、S1(270 ガル)を用いて評価しているが、今回、新たに設定された基準地震動 Ss(700 ガル)、弾性設計用地震動 Sd(350 ガル)を用いて評価し、これを反映した。	
	三. 燃料体の構造図	燃料棒、燃料集合体 その他の部品の構造図	○変更なし
	四. 加工のフローシート	製造工程	○変更なし
	五. 燃料材、燃料被覆材その他の部品の組成、構造、強度等に関する試験の計画に関する資料	検査の計画	○変更なし
	六. 品質保証の計画に関する説明書	MOX燃料の調達に係る調達先の評価、品質保証活動の計画	○当社、原子燃料工業株式会社、仏国アレバNC社の品質保証活動について、それぞれの組織改正等に関する最新の状況を反映した。